

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 新旧対照表
 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条第二項の政令で定める者等） 第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十条第二項第二号、第二十二條の二第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予</p>	<p>（法第四十条第二項の政令で定める者等） 第十八条（略）</p> <p>2 法第四十条第二項の同条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人（次のイからハまでに掲げる者に限る。第二十一条第二項第二号、第二十二條の三第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号において「その者と密接な関係を有する者」という。）が、法第四十条第一項の規定により法第二十七條第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（前項に規定する者を除く。）である者 当該確認の取消しの日</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予</p>

定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七條第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十条第二項第四号及び第二十二條の第二項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六條の規定により法第二十七條第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四・五 (略)

(削る)

第十九條 (略)

第二十條 (略)

定日（当該検査の結果に基づき法第四十条第一項の規定による法第二十七條第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長（特別区の区長を含む。第二十一条第二項第四号及び第二十二條の第三項第四号において同じ。）がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第十一条第二項第四号において同じ。）までの間に、法第三十六條の規定により法第二十七條第一項の確認を辞退した者（当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。） 当該確認の辞退の日

四・五 (略)

(特定地域型保育事業者の確認の変更に関する技術的読替え)

第十九條 法第四十四条第二項の規定により法第四十三条第四項から第六項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項及び第五項	確認	確認の変更
第六項	確認の	確認の変更の

第二十條 (略)

第二十一條 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十二条の二 (略)

第二十二条 (略)

第二十二条の二 (略)

第二十二条の三 (略)